

令和5年7月18日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省人材開発統括官付
企業内人材開発支援企画官
(企業内人材開発支援室長)

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の周知、
活用の勧奨について（協力依頼）

人材開発行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した訓練を実施した場合や、労働者の自発的な職業能力開発を促進するための制度を導入・適用した場合に、訓練経費の一部等を助成する人材開発支援助成金により、企業における人材育成に取り組む事業主を支援しています。

先般、「三位一体の労働市場改革の指針」（令和5年5月16日新しい資本主義実現会議）において「2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人という新たな目標の実現に向けた取組の中で、最近低調となっている社会人の海外大学院への留学を促進する。その際、在職者には時間的制約があることも考慮し、オンライン留学の取組も進める」こととされ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年5月16日閣議決定）においても、「コロナで途絶えた海外との人的交流を再構築するため、2033年までに日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大することを目指す。」とされたところですが、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）では、情報科学・情報工学や理工学等の分野において、海外大学院における訓練が助成対象となっています。

企業が海外大学院が実施する訓練を活用して人材育成を行う場合に、本助成金を広く活用していただきたいと考えていますので、貴団体の傘下企業等に別添のリーフレットを配布いただくなど広く御周知いただきますよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

【担当者連絡先】

厚生労働省人材開発統括官付企業内人材開発支援室
人材育成係（03-5253-1111（代表）内線5251）